

厚岸町規則第18号

厚岸町職員の職に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月27日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の職に関する規則等の一部を改正する規則

(厚岸町職員の職に関する規則の一部改正)

第1条 厚岸町職員の職に関する規則(平成24年厚岸町規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐
- (3) 係長
- (4) 主査
- (5) 主任
- (6) 主事
- (7) 技師
- (8) 保健師
- (9) 社会福祉士
- (10) 主任介護支援専門員
- (11) 介護支援専門員
- (12) 社会福祉主事
- (13) 管理栄養士
- (14) 栄養士
- (15) 保育士
- (16) 児童厚生員

- (17) 子育て相談員
- (18) 運転技術員
- (19) 支援相談員
- (20) 医師
- (21) 医療相談専門員
- (22) 薬剤師
- (23) 診療放射線技師
- (24) 臨床検査技師
- (25) 理学療法士
- (26) 作業療法士
- (27) 臨床工学技士
- (28) 看護師
- (29) 准看護師

別表の1の項中「及び水道企業」及び「次長」を削り、「館長」の次に「事務次長」を加え、「主任介護員」を削る。

(厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 厚岸町職員の給与の支給に関する規則（平成22年厚岸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2一般給料表の項中「次長」、「主任介護員」及び「主査介護員」を削る。

(厚岸町職員管理職手当支給規則の一部改正)

第3条 厚岸町職員管理職手当支給規則（平成19年厚岸町規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1町長の事務部局（町立病院を除く。）の職員の項中「介護老人保健福祉施設長 介護老人保健施設事務長」を「施設長 事務長」に改め、「次長」を削り、「場長」の次に「事務次長」を加え、同表教育委員会事務局及び教育機

関の職員の項中「指導室長」を「室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。